

産業構造調査研究事業助成要綱

公益財団法人産業構造調査研究支援機構

1、助成の趣旨

最近における技術革新、情報化、サービス経済化の進展等の社会経済の変化が、我が国産業構造に与える影響について調査研究し、その成果の普及を通じて我が国産業構造の高度化に資することにより、国民経済の発展に寄与しようとするものである。

2、助成の対象

教育・研究機関が、当該機関の研究者のみで、あるいは他の教育・研究機関の研究者と共同で実施する「経済社会の変化が産業構造に与える影響に関する調査研究事業」を対象とする。

3、助成事業計画及び助成決定

当該助成を希望する教育・研究機関は、別紙様式1により次の事項を記載した「調査研究事業計画書」を作成し、当法人に提出するものとする。なお、助成対象事業の決定は、提出された調査研究事業計画書に基づき、別に設置する学識経験者による選考委員会において選考する。その際、申請された教育・研究機関と関連のある選考委員は、当該選考委員会には加わらないものとする。

- (1) 研究テーマの意義及び目的
- (2) 研究プロジェクトの研究者等の研究体制
- (3) 研究者ごとの研究テーマ分担計画
- (4) 研究活動と予定スケジュール
- (5) 研究成果に関する研究会又は研修会計画
- (6) 研究成果に関する刊行計画
- (7) 必要経費の積算根拠
- (8) 教育・研究機関の概要等

4、助成対象事業の選定基準

原則として、次の基準により選定する。

- (1) 産業構造に関する調査研究の実施、その成果の公表等について、実績があると認められる教育・研究機関であるかどうか。
- (2) 助成しようとする調査研究のテーマについて、一定の成果が期待されると認められる調査研究であるかどうか。
- (3) 助成しようとする調査研究のテーマについて、相応しい研究者が選定されているかどうか。
- (4) 研究成果の普及のため、研究成果刊行の計画があるかどうか。
- (5) 調査研究に充てられる費用は妥当なものであるかどうか。
- (6) その他、当法人の助成事業として妥当なものであるかどうか。

5、選考結果の通知

助成対象事業の選考結果については、選考委員会終了後すみやかに、事業計画書を提出された教育・研究機関にそれぞれ通知するものとする。

6、助成対象事業期間

調査研究に係る助成対象期間は、各年度4月1日から翌年3月中旬までの間に実施する事業とする。

7、助成金の交付

助成金の交付は、助成事業の進捗状況を考慮して、助成対象教育・研究機関からの請求に基づいて、当該機関の預金口座に振り込むものとする。この際、前金払（4月以降交付）での交付額は助成予定金額の30%を限度とし、また、概算払（8月以降交付）での交付額は助成予定金額の70%（前金払を含む。）を限度とし、残額については事業報告書提出後に交付するものとする。

8、助成金の使途

助成金の使途は、助成対象調査研究事業実施に直接使用される次の経費とする。

- (1) 図書、機械器具及び消耗品
- (2) 調査研究打ち合わせ会議費
- (3) 調査・資料収集等の目的で出張する場合の旅費及び宿泊費
- (4) 研究成果に関する研究会又は研修会に要する経費
- (5) 研究成果の刊行に要する経費
- (6) 研究補助目的で使用するアルバイト費
- (7) その他、調査研究のために必要であると理事長が認めた経費

9、助成事業者の義務

(1) 助成事業者は、助成事業終了後すみやかに、当法人宛て別紙様式2による事業報告書及び経費の使用内訳に研究成果刊行物（10部）を添付して報告するものとする。

(2) 諸事情により、助成金使用計画を変更若しくは当該事業を縮小又は中止しようとするときは、事前に当法人に連絡しなければならない。

この場合、交付済の助成金の一部又は全部を当法人に返納させることがある。